

## 【民法】

**問題1** 以下の事案を読み、(1)および(2)の問に答えなさい。

Xは、本件土地を所有していたが、伯父のAから、「Bから事業資金 500万円を借りることになったが、担保が足りないので、本件土地に抵当権を設定してほしい」と頼まれ、当面、本件土地を利用する計画もなかったことからこれに応じることとし、本件土地に抵当権を設定し、登記手続きをするために、「本件土地に対する抵当権設定に関する一切の件」を委任事項とし、日付と代理人欄氏名を空白にしたままの委任状を作成して、実印、印鑑証明書、登記識別情報とともにAに交付し、Aから謝礼 50万円を受け取った。

しかし、Aの話は虚偽であり、実際には、Aの友人であるBが、Bの知人CがYから 3000万円を借り受けるにあたり、Yのために抵当権を設定してくれる人を探していた。そこでAは、Xから交付された委任状などをそのままBに交付し、BがCから謝礼として受け取った 300万円を山分けした。Bは、この委任状に日付と代理人名をBとして記入し、これを利用して、本件土地につきYのために抵当権を設定し、登記をした。(以下の(1)と(2)はまったく別問題である。)

- (1) Yは、以上のようなX・A・B・C間の事情をまったく知らず、本件土地の現地調査を行ったが、その際、あらかじめ調査が入ることをAから聞いていたXが、YをBの関係者と思って「Bさんにはいつもお世話になっています」などと言うので、Yは、間違いのないものと安心していった。その後事情を知ったXは、Yに対して、Bによる本件土地の抵当権設定契約は無効であると主張して、抵当権設定登記の抹消登記手続を請求した。認められるか。
- (2) Yは、以上のようなX・A・B・C間の事情をまったく知らず、本件土地の現地調査も登記簿の記載を信じて何ら行っていなかった。Yは、その後事情を知ったが、Cに対する貸金の回収が不能となったため、XからYに対する抵当権設定登記の抹消登記手続請求が提起される前に、Bに対して、損害賠償として 3000万円を請求した。認められるか。Yの不注意の程度がどのように判断されるかに応じて検討しなさい。

**問題 2** 以下の事案を読み、(1)および(2)の間に答えなさい。

Aは、亡妻との間に3人の成人の子、B・C・Dがあるが、甲地と乙地（以下、これらを「本件土地」という）を購入し、A・B・C・Dの4分の1ずつの共有名義として登記した。そして、甲地上に建物を建ててA名義で登記し、そこに居住していた。乙地は更地である。Aは、ゆくゆくは本件土地をB・C・Dに分けようと考えていたが、大病を患ったのを機にそれを早めることとし、Bらに対して固定資産税の一部を負担してほしいと申し出たところ、Bらも今後は登記簿どおりの持分に応じて税金を負担することに同意した。末っ子のDは、Aと折り合いが悪く、A・B・Cの話し合いの場にはいなかったが、本件土地の税金を負担することには後日同意した。しかし、以下のA・B・Cの協議については、一切承知していなかった。

A・B・Cは、協議の上、Aが甲地上の建物に従来どおり居住し続けることにした。また、乙地については、かねてから、近所のEがこれを借り上げて社員寮を建てて利用したいと申し出ていたことから、A・B・Cの協議でこれに応じることとし、地代は、Aが自己の生活資金として受領することとした。そして、DについてはBが勝手にDの氏名を書いて、A・B・C・DとEとの間で乙地の賃貸借契約を締結した。なお、Eは地代を払い続けているが、建物は現在まだ建てていない。

- (1) Dは、本件土地が共有になった以上、Aにも甲地の相応の地代は支払ってもらわなければならないし、乙地の賃貸借契約は自分の知らないところでなされたもので無効であると主張し、Aに対して、①甲地の地代相当分の4分の1と、②Eから受領している地代の4分の1について不当利得返還請求をした。認められるか。
- (2) そうしているうちに、Eが乙地上で建物の建築を始めた。そこでDは、Eに対して自己の所有権を侵害しているとして、一人で建築資材の撤去を請求した。認められるか。

**問題 3** Aの保有するC銀行の預金通帳と銀行取引印(届出印)を盗んだBが、C銀行の窓口で預金の払戻を請求したところ、C銀行は普通預金規定に定められているとおり、届出印の印影を調べただけでBの払戻に応じた。C銀行の払戻は有効と考えられるかについて判例に照らして解答しなさい。

**問題 4** 以下の事案を読み、(1)および(2)の間に答えなさい。

Aは、平成27年12月29日正午頃、自己の所有する普通乗用車で東京都区内の見通しのよい片側2車線道路を走行中、信号機のある交差点の右側車線で信号待ちをして停車していたが、進行方向の信号が青になったため、そのまま直進しようとしたところ、Bの所有する軽トラックが右側から赤信号を無視して交差点に進入してきたため、Aは衝突を避けるために急ブレーキをかけて停止した。ところが、Aの後方を普通乗用車で進行していたCは、よそ見をしていたため、ブレーキが間に合わず、Cの乗用車はAの乗用車に追突してしまった。Cが運転していたのはCが勤務するD株式会社が保有する乗用車であり、CはD社の業務遂行中であった。この事故により、Aは、全治2週間の怪我をして合計金80万円の損害を被った。

- (1) AがD社に対して金80万円の損害賠償を請求することができるかにつき、その法的根拠を示して解答しなさい。
- (2) Aから損害賠償請求を受けたD社は、Aに対して金80万円を支払ったが、D社は誰に対してどのような割合や考え方によって求償できるかについて解答しなさい。